

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(5月分)

■令和7年5月1日～令和7年5月31日

令和7年5月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

＜地方消費者行政:1件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月14日	地方消費者行政充実・強化のための意見書	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 代表理事会長 河上正二	消費者行政は、日常生活の安全・安心を支える重要な社会基盤であり、とりわけ高齢者や若年層、障がい者などの社会的弱者を保護し、健全な消費生活を実現するために欠かせない行政分野である。消費者行政を支える「地方消費者行政強化交付金」の活用期間を終了するという政府の方針に対して、本交付金の継続を強く要望する。 1 地方消費者行政の現状と課題 消費者を取り巻く環境はますます複雑化・多様化しており、消費生活に関わる課題は年々増加傾向にある。地域の消費生活センターや相談窓口は、消費者トラブルの早期発見・解決によって被害拡大を防ぎ、将来的な生活困窮の予防や自立した消費者の育成にもつながる「最後の砦」として大きな役割を担っているが、自治体は財政難から相談員の人材確保や専門性の維持、相談窓口の体制維持に多くの困難を抱えている。 2 地方消費者行政強化交付金の果たしてきた役割 「地方消費者行政強化交付金」は、こうした現場の課題に対し、国が自治体を支援する財政的手段として創設され、地方における消費者行政の体制強化に大きく貢献してきた。 具体的には、消費生活相談員の雇用・研修費用の支援、啓発活動・出前講座の実施、若者・高齢者向けの消費者教育、広域連携による相談体制の構築、地域特性に応じた柔軟な行政対応等に活用されており、これらの取組によって、多くの自治体において相談・対応件数の増加や被害未然防止に貢献している。特に財政基盤の小さな市町村においては、自治体単独では十分な体制整備が困難であり、本交付金がなければ消費者行政の維持が危ういという現実がある。 3 交付金終了がもたらす深刻な影響 本交付金が終了することにより、地域における消費者行政の空洞化を招きかねない。特に、自治体間格差の拡大、相談体制の縮小・停止、広域的な連携の断絶、啓発・教育活動の縮小といった深刻な影響が懸念される。 4 消費者行政の持続可能性のために 今後の消費者行政は、デジタル化、グローバル化、さらには消費者の権利意識の向上に即した政策展開が求められる。成年年齢引下げ、高齢化、外国人住民の増加といった社会構造の変化を踏まえれば、一層の消費者行政の強化が求められる。自治体が自らの判断で消費者行政を拡充できるよう、国による継続的な財政支援が不可欠である。 5 おわりに 本交付金の終了は、全国各地で相談に寄せられる「生の声」を受け止め、応える体制を失うことに他ならない。消費者被害の拡大を防ぎ、誰もが安心して消費生活を営むことができる社会の実現のため、令和7年度以降も本交付金を継続し、消費者行政の更なる拡充を図るよう強く要望する。
＜その他:1件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月21日	香害への対応を求める意見書	香害をなくす連絡会	下記の施策を消費者庁が取り組むように消費者委員会から建議いただきたい。 1. 環境省と経済産業省と連携して、柔軟剤・合成洗剤をはじめ家庭用品へのマイクロカプセルの配合を自粛するよう業界を指導すること。 壁材がプラスチック製のマイクロカプセルはマイクロプラスチックであると環境省が認めている。改正海岸漂着物処理推進法の第十一条の二によれば、柔軟剤等にマイクロカプセルを配合することは法律違反にあたる。ところが環境省も経産省も「努力義務規定」であることを理由に業界に指導していない。第5期消費者基本計画に「マイクロプラスチックを含むプラスチックごみの発生を抑制する」とあるため消費者庁が取り組むべき課題だ。洗い流しスクラブ製品中のマイクロプラスチックビーズの使用禁止について、業界が自主基準を設けたのと同様に、マイクロカプセルについても、省庁からの指導によって、業界の自主規制を促すことができるのでないか。 2. 化学品の危険有害性を示すGHS表示を合成洗剤・柔軟剤・消臭除菌スプレー等の家庭用品にも表示すること。 環境省が所管する「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）」では、「2030年までに、全ての政府は、自国の状況に適した形で、全ての関連部門において、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）を適宜実施する」ことが目的として求められている。業界が開発した「安全図記号」は、使用上の注意を促すだけで、製品そのものの危険有害性は消費者に伝わらず、GHS表示の代わりにはならない。既に、EUでは家庭用洗剤などにもGHS表示を行っている。 3. 家庭用品品質表示法、或いは、別の枠組みで、合成洗剤・柔軟剤・消臭除菌スプレー等の全成分情報を開示する取り組みを行うこと。 当会が、「柔軟剤・消臭除菌スプレーを家庭用品品質表示法の指定品目にしてほしい」と要望すると、消費者庁からは「同法で定める家庭用品は、購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものが指定されている。柔軟剤や消臭除菌スプレーは、現行の自主表示で品質の識別が十分可能である」という回答が返ってくる。しかし、消費者が必要としている製品に含まれる化学物質等の安全性に関する情報は、圧倒的に不足している。現在、ラベルからは、マイクロカプセル配合製品かどうかもわからない。また、香料が1%未満の洗剤には、「香料」表示義務がないため、香害にならない製品と誤解した消費者が抗菌消臭洗剤を使用することで、香害被害を広めているという実態がある。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から12件の意見等が寄せられました(内訳：取引・契約関係:1件、その他:11件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。